

6-5 鉄骨を接地極にしてもいいの？

接地工事に関しては、電気設備の技術基準で多岐にわたって

詳細の説明や制限事項、及びその根拠となる考えが示されています。

(電気設備技術基準：17条)

- ◎ 基本的に鉄骨造や鉄筋鉄骨コンクリート等の建築物の金属体（鉄筋、鉄骨等）に接続しても良いとされています。（等電位ボンディング）
- ◎ A, B, C, D種の各単独の接地工事で、所定の抵抗値が得られない場合は、それぞれ単独の接地極を連結し、所定の抵抗値を得ることができます（等電位ボンディング）

避雷器の接地極との接続も可能です。

(避雷針の接地線に接続したり、避雷針の接地線に添えて他の接地工事の配線はしてはいけない。)

等電位ボンディングの場合は、弱電流配線や特にIT機器への影響の有無を十分検討する必要がある。

注) 1 **避雷器** : 雷が電気設備機器に侵入した場合、雷のような高電圧が電気設備機器を破壊しないように、その高電圧を低減させる目的である。

(経済産業省電気設備技術基準による)

注) 2 **避雷針** : 雷が建造物または危険物貯蔵庫等に侵入するのを回避または防御し、落雷による建造物・危険物等を保護するため、その建造物等の上部先端に設置するものである。

(建設省建設基準法による)

その他、さらに詳細が必要な場合は、このホームページの

「V ちょっとした役立つ知識」の「接地工事」の項目をご覧ください。